



連載「微生物の安全管理」



連載にあたって

河村好章

愛知学院大学薬学部微生物学講座

地球上に生息する微生物の多くは物質循環や環境維持に無くてはならない存在であり、ヒトにとって無害であるばかりではなく、発酵や醸造などを通して、近年では遺伝子組換え技術の根幹を担うなど、有益に利用可能です。しかし一部の微生物はヒトや動物に対して病原性を示し、感染症を引き起こします。人類は、抗生物質の開発利用や公衆衛生の向上などによって、これら微生物をコントロールしようとしてきました。しかしながら、現在では薬剤耐性菌の増加、新興・再興感染症の問題、易感染者の増加などの問題が山積し、微生物をめぐる状況は一層複雑になったと言えるでしょう。さらにはバイオテロリズムの許しがたい犯罪は、微生物の安全管理の重要性を再認識させると同時に、一般市民の方の微生物に対する関心を高めました。

我が国の微生物の安全管理に関しては、1998年に当時の文部省が「大学等における研究用微生物安全管理マニュアル（案）」を公表し、大学を中心とした研究機関に対して微生物の適正な取扱いのための設備と管理体制の整備の指針を示しました。しかしこのマニュアルはあくまでも指針であって、法的な裏づけや罰則の規定がないなど、強制力に欠けるものでした。このような背景ならびにバイオテロリズム対策の観点から、現在「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、いわゆる“感染症法”の改定が計画されています。本法律の改正案はすでに国会に提出され、現在審議中です。本改正案が施行されれば、ヒトに対する病原微生物（および一部の毒素）の所持や管理、輸入、運搬等に関して、法律のレベルで規定され、義務付けられることになります。

このような状況を踏まえ、本学会の会員の皆様には、御自身が病原微生物を使っているか否かに関わらず、微生物の安全管理について知って頂きたいとの観点から、本連載を企画致しました。本連載では、上述の感染症法の改定を含め、微生物の安全管理に係る情報を提供していきたいと思っています。本連載の記事が皆様の微生物の安全管理に対する理解の一助となればと願っております。